

2003年(平成15年) **無形文化遺産保護条約** 採択[2004(H16)年 日本締結(世界で3番目)、2006(H18)年 発効]

- 【目的】 ■ 無形文化遺産の保護
- 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

- 【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成**
- 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成
- 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数: 185

登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
- 【各年、約60件の審査件数の制限】
- * 無形文化遺産の登録のない国等の審査を優先
- * 我が国の案件は実質**2年に1回**の審査となっている
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
- ① 記載 (inscribe)
- ② 情報照会 (refer) ⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載 (not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
 - 1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。
- (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
 - (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。
 - 3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
 - 4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
 - 5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

日本は現在**23件**(※)
 (世界全体では**716件**)
 (※) 国指定文化財等としては**128件**

- 重要無形文化財
- 重要無形民俗文化財
- 登録無形文化財
- 選定保存技術
- 文化審議会決定

2008(H20)	能楽 (のうがく)	人形浄瑠璃文楽 (にんぎょうじゅうりょうぶんらく)	歌舞伎 (かぶき)
2009(H21)	雅楽 (ががく)	小千谷縮・越後上布【新潟】 (おぢやちぢみ・えちごじょうふ)	奥能登のあえのこと【石川】 (おくのとのおえのこと)
2010(H22)	組踊 (くみおどり)	結城紬 (ゆうきつむぎ)【茨城・栃木】	早池峰神楽【岩手】 (はやちねかぐら)
2011(H23)	壬生の花田植【広島】 (みぶのはなたうえ)	佐陀神能【島根】 (さだしんのう)	【情報照会】本美濃紙、秩父祭の屋台行事と神楽、高山祭の屋台行事、男鹿のナマハゲ (ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ)
2012(H24)	那智の田楽 (なちのでんがく)【和歌山】		
2013(H25)	和食; 日本人の伝統的な食文化		
2014(H26)	和紙: 日本の手漉和紙技術 (わし)	※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して登録。 ※2025年に越前島の子紙【福井】を追加し、計4件の技術として拡張登録。	
2016(H28)	山・鉾・屋台行事 (やまほこやたいぎょうじ)	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として登録。 ※2025年に常陸大津の御船祭【茨城】、村上祭の屋台行事【新潟】、放生津八幡宮祭の曳山・薬山行事【富山】、大津祭の曳山行事【滋賀】を追加し、計37件の行事として拡張登録。 ※吉田祭のお練り行事【愛媛】を追加する拡張提案中。	
2018(H30)	来訪神: 仮面・仮装の神々 (らいほうしん)	※2009年に無形文化遺産に登録された甑島のトシドン【鹿児島】に、男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事【アマハゲ】【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見鳥のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して計10件の行事として登録。	
2020(R2)	伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術 (でんとうけんちゅうこうじゆうのわざ)	※2009年に提案したものの未審査となっていた「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加し、計17件の技術として登録。 ※2025年に手織中継表製作を追加し、計18件の技術として拡張登録。 ※「屋根瓦葺(琉球瓦葺)」(保存団体名:琉球瓦葺技術保存会)、「(一社)日本茅葺き文化協会(茅葺)及び「NPO法人 丹波漆(日本産漆生産・精製)を追加する拡張提案中。	
2022(R4)	風流踊 (ふりゅうおどり)	※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川】に、綾子踊【香川】など40件を追加し、計41件の伝統芸能として登録。 ※白鳥の拝殿踊【岐阜】を追加する拡張提案中。	
2024(R6)	伝統的酒造り (でんとうてきさけづくり)		
提案中	書道 (しょどう)	※「書道」は2026年12月頃に登録審議予定	
	神楽 (かぐら)	※「神楽」は2028年12月頃に登録審議予定	
	温泉文化 (おんせん文化)	※「温泉文化」は2030年12月頃に登録審議予定	